

概要版

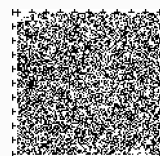
あなたが主役 助け合いの輪でつながるまち こまき

第2次小牧市地域福祉計画 第2次小牧市地域福祉活動計画



小牧市・社会福祉
法 人小牧市社会福祉協議会

視覚に障がいのある方にもご利用いただけるように「音声コード」を付けました。専用装置で読み取ると音声で内容を読み上げます。



小牧市と小牧市社会福祉協議会では、地域住民、福祉・学校等の関係者による地域座談会、市民意識調査、中学生意識調査などを実施して、さまざまな意見・提案をいただきながら「地域福祉計画」「地域福祉活動計画」を策定しました。2つの計画は、一体となって小牧市の地域福祉を推進するものです。みなさん一人ひとりが地域福祉の推進役となっていただきますようお願いいたします。

■ 基本理念

あなたが主役 助け合いの輪でつながるまち こまき

福祉は一部の限られた人のものではなく、だれもが福祉の担い手であり、受け手となります。地域住民みんなが支え合って共に生きるという共通の認識をもち、支え合い、助け合いの精神に基づいた「新しい地域福祉モデル」の仕組みを築き、地域の福祉力を高め、すべての住民が地域で安心して暮らせるまちづくりをめざします。

■ 地域福祉計画と地域福祉活動計画

この計画は、市の「地域福祉計画」と市社会福祉協議会の「地域福祉活動計画」を一体的に策定したものです。

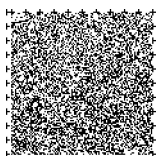
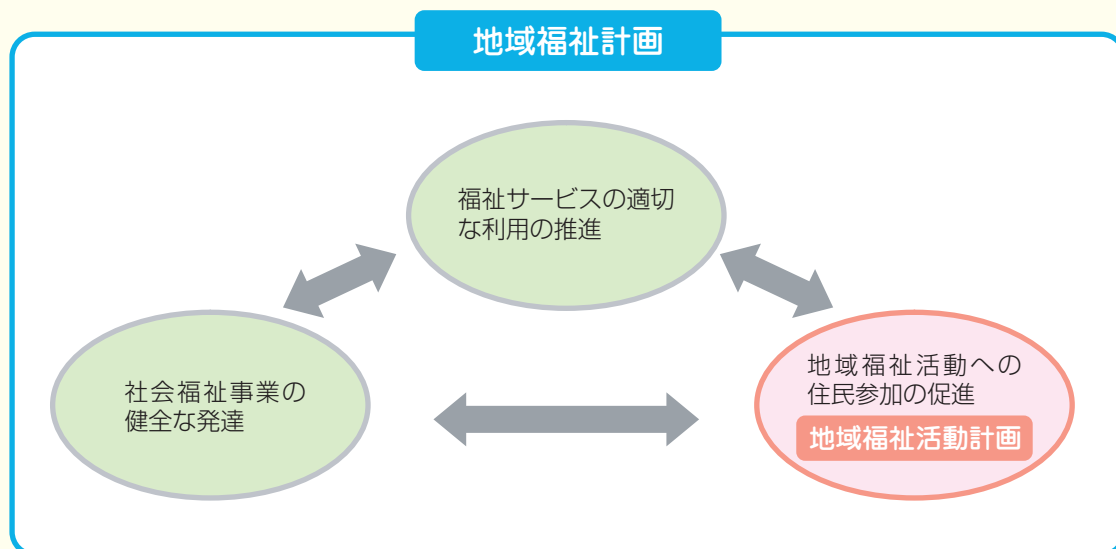
地域福祉計画

社会福祉法に定められた計画であり、小牧市の地域福祉を推進していく上での基本指針となるものです。

地域福祉活動計画

社会福祉協議会が中心となって策定する住民の福祉に関する活動計画です。地域福祉計画の実施計画としての役割を担うものと位置づけました。

地域福祉活動計画は、地域福祉計画の3要素のうち、具体的な地域福祉活動への住民の参加促進の部分を担う計画としました。



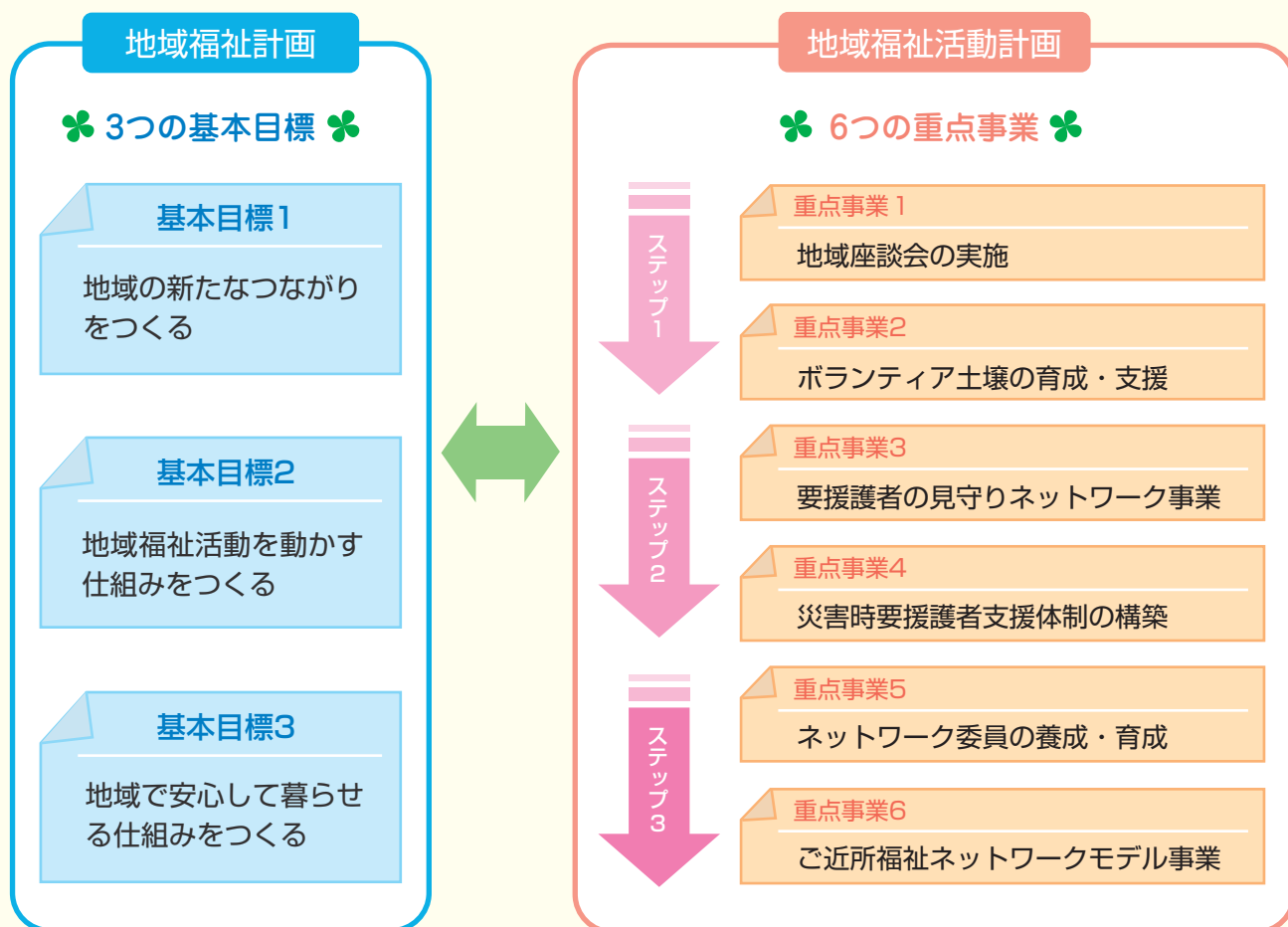
■ 計画の構成

地域福祉計画では3つの基本目標を掲げ、地域の課題への取り組みと役割を示しています。

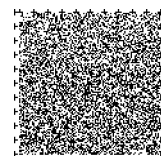
地域福祉活動計画では、地域福祉計画に基づき6つの重点事業を展開していきます。6つの重点事業は互いに関連していますが、大きくはステップ1、ステップ2、ステップ3と段階的に進めていくことになると考えています。

いずれも、そのめざすところは、基本理念の「あなたが主役 助け合いの輪でつながるまち こまき」の実現です。

基本理念 あなたが主役 助け合いの輪でつながるまち こまき



■ **計画の期間** この計画の期間は、平成24年度～平成28年度の5年間とします。



地域福祉計画（市）

基本理念として定めた『あなたが主役 助け合いの輪でつながるまち こまき』を実現するため、次の3つの基本目標に沿って取り組みを進めます。

【基本目標1】

地域の新たなつながりをつくる

合言葉 支え合いの心が行き渡るまちにしましょう

思いやりの心と支え合いの大切さを育み、「安心して暮らせる地域は、みんなが参加し一緒に作る」という協働の意識を高めます。

- 交流活動の推進
- 支え合いの心の醸成
- 地域福祉活動参加への動機づけ



地域の課題

- 近所づきあいの希薄化
- 地域の情報の共有
- 次代の地域福祉リーダーの育成
- 地域課題を話し合う場の不足
- 団塊世代などの地域活動参加への動機づけが不十分

【基本目標2】

地域福祉活動を動かす仕組みをつくる

合言葉 みんなが参加できるまちにしましょう

地域福祉活動がより活発に、継続的に展開できるよう、また新たな地域課題に連携しながら対応できるよう、その仕組みづくりを進めます。

- 地域福祉活動の人材の育成・発掘
- サービス支援の充実
- 地域福祉推進基礎組織の整備



地域の課題

- ボランティアの高齢化、固定化
- 地域のボランティアリーダーの不足
- ボランティア団体の連携
- 地域福祉推進のための仕組み
- 地域福祉活動の財源の確保

【基本目標3】

地域で安心して暮らせる仕組みをつくる

合言葉 安心して暮らせるまちにしましょう

高齢でひとり暮らしであっても、介護が必要になっても、障がいがあっても、住みなれた地域で安心して暮らせるまちづくりを地域ぐるみで推進します。

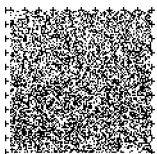
また、子どもを事故や犯罪から守る取り組み、災害時などに支援を必要とする人の把握と支援体制の構築を推進します。

- 見守り活動等の推進
- 福祉、保健・医療等の連携
- 相談・情報提供の充実
- 災害時要援護者の把握と支援の充実



地域の課題

- ひとり暮らし高齢者等の見守りや支援
- 子育てと子育ての地域全体の支援
- 地域包括ケアシステムの構築
- 相談機関やサービスの周知
- サービスの必要な人への情報提供
- 地域住民による災害時支援体制の構築



地域福祉活動計画（市社会福祉協議会）

市民がどのようなことに取り組んでいくのかをわかりやすくするため、次の6つの重点事業の取り組みを進めます。

重点事業 1 地域座談会の実施

継続的に地域座談会を開催し、地域の横のつながりを意識的に築き、福祉課題の解決に向けて効果的な取り組みを検討する場としていきます。

●地域座談会の開催

- ・地域座談会を自主的に定期開催できるよう支援します。
- ・地域の福祉課題の洗い出しと課題の共有、解決策の検討や学習を行う場とします。

●ご近所福祉ネットワークモデル事業の指定地区へ向けて

- ・ご近所福祉ネットワークモデル事業（重点事業6参照）の実施に先立ち、地域座談会を開催し、地域住民のモデル事業への理解を深めます。モデル事業の進め方、ご近所福祉ネットワーク委員会やネットワーク委員のあり方、取り組む活動の内容などについての意見を出し合い、事業開始に向けて機運を高めていきます。



重点事業 2 ボランティア土壌の育成・支援

多様化する地域課題に対して必要なボランティアを育成します。特に、増え続けるひとり暮らし高齢者や高齢者世帯への“ちょっとした助け合い”ができる方法や住民の意識づくりについて検討します。

●ボランティア活動の活性化

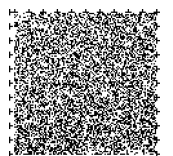
- ・より多くのボランティアが「ボランティア活動の意義や必要性」についての理解を深め、活動継続のモチベーションを高めるために、『ボランティアの想いをつなぐグループミーティング』を開催します。
- ・ジュニア奉仕団の参加者が中学校卒業後もボランティア活動を継続できる機会を設けるとともに、ジュニア奉仕団卒団生のボランティアグループの組織化を図ります。

●ボランティア活動の調整

- ・地域の中で調整するボランティア活動
- ・社会福祉協議会が関わって調整するボランティア活動

●地域住民参加型サービス（ボランタリーアクション）の育成・支援

- ・地域活動を活性化していくための手段として、ポイント制や有償などの方法について検討します。



重点事業 3

要援護者の見守りネットワーク事業

地域住民のお互いの助け合い意識で、要援護者の台帳を整備し、日頃からのふれあいや交流が見守りとなって、孤立死がないように努めます。

●要援護者実態把握と地域要援護者台帳の作成

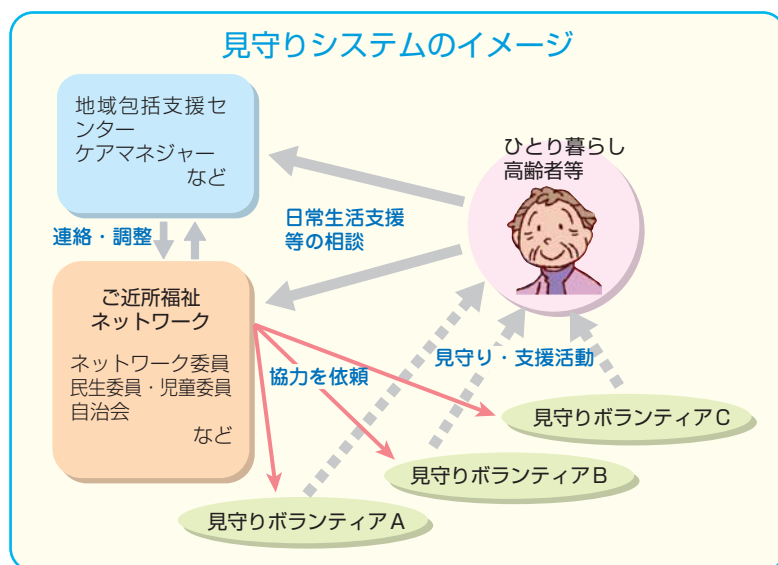
- ・地域住民の同意の下に地域で把握する要援護者台帳づくりの取り組みを広げます。

●見守りボランティア養成講座の実施

- ・見守り活動に必要な基礎知識や緊急時の対応等の講座を開催し、人材の確保を図ります。

●見守りシステムの構築

- ・ひとり暮らし高齢者や障がいのある人が、できる限り地域で自立した暮らしが送れるよう、地域住民による見守りシステム（日常の軽微な支援や、ゆるやかな見守り）を構築します。



重点事業 4

災害時要援護者支援体制の構築

近い将来、地震による大規模な被害が予想されており、関係機関を巻き込んだ災害時の支援体制と併せ、身近な地域での支援体制の強化を推進していきます。

●災害時要援護者への支援体制づくり

- ・防災関係機関、社会福祉協議会、医療機関、社会福祉施設、自治会、自主防災組織やボランティア組織などが連携して、災害時要援護者の更なる支援体制の充実を図ります。
- ・災害ボランティアコーディネーターの養成講座を引き続き開催します。

●地域での災害救援訓練の実施

- ・要援護者の見守りネットワーク事業などにより、地域住民の協力で地域要援護者台帳の作成を進め、要援護者に関する情報の共有を図ります。
- ・普段から避難方法などについての話し合いを行うとともに、要援護者と地域の支援員（見守りボランティアなど）も参加する地区での要援護者救援訓練、避難所における訓練を実施します。

重点事業 5

ネットワーク委員の養成・育成

地域における福祉活動の推進役、社会福祉協議会などと地域住民のパイプ役として、継続的に活動できる人材を育成していきます。

●ネットワーク委員

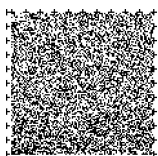
- ・モデル事業（重点事業6参照）を通して具体的な役割を明確にしていきます。①地域における福祉活動の推進役、②地域と市・社協とのパイプ役、③地域福祉活動の実践者、などの役割を想定・期待しています。

●ネットワーク委員養成研修会の開催

- ・ネットワーク委員養成のための研修会を開催し、修了者に対しては、ネットワーク委員会やその活動への協力を依頼していきます。

●モデル事業の実施地区で試行

- ・ネットワーク委員養成研修は、モデル事業を実施する地区を皮切りに開催していきます。

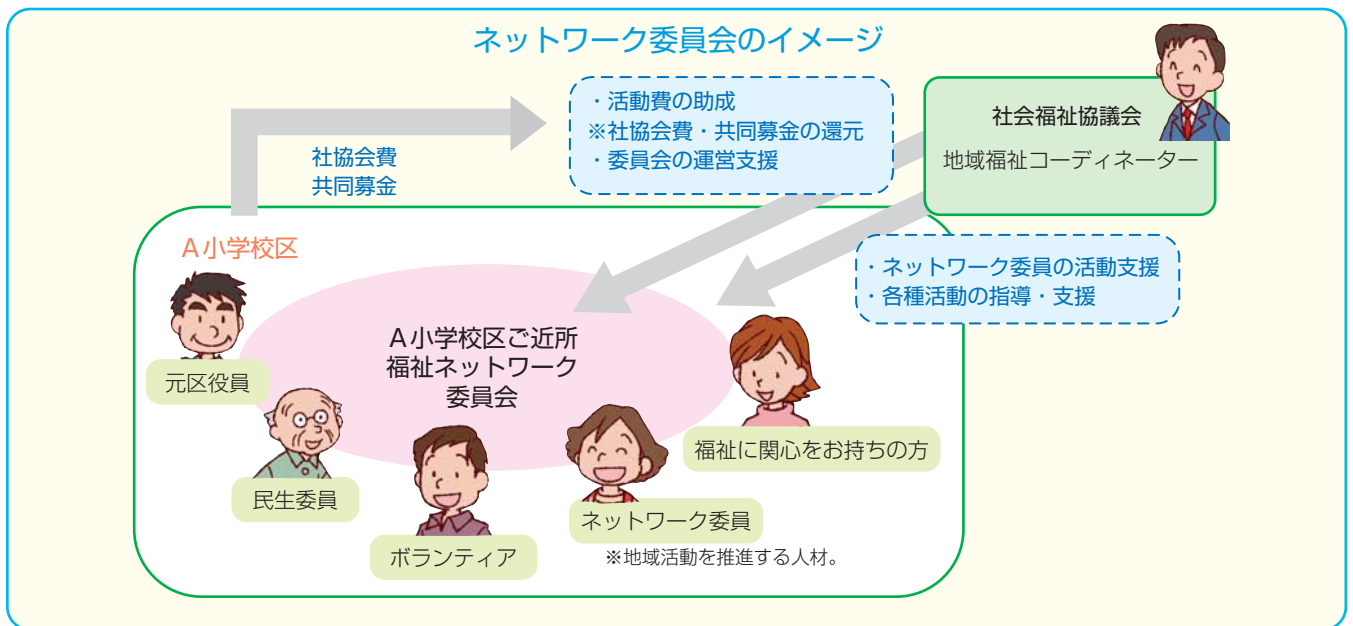


地域に福祉活動を推進する母体（ネットワーク・組織）が必要であることから、地域住民、ボランティア団体、福祉関係者などが話し合いを行いながら検討をしていきます。

モデル地区を指定して試行的に事業に取り組み、このモデル事業の成果を反映してステップアップを図りながら進めていきます。この母体が、今後の本市における地縁型の地域福祉活動の核になると考えています。

●ネットワーク委員会

- ・小学校区を単位に住民による「ネットワーク委員会」を構築し、地域の福祉課題の集約と、それに対する解決策を住民同士で話し合うとともに、具体的な活動に取り組み、住民相互の横のつながりづくり、要援護者を支える仕組みづくりを進めていきます。



ネットワーク委員会の活動内容

活動内容は、おおむね次のように区分されると考えています。

1 情報交換とネットワークづくり

- 例えば
- ・ネットワーク委員の情報交換
 - ・異なる活動をしているボランティアの交流
 - ・民生委員・児童委員とボランティア等との交流
 - ・世代間の交流の促進
 - ・地域座談会の開催

2 人材の発見と養成

- 例えば
- ・ボランティア講座の開催
 - ・福祉について学ぶ機会の開催

3 広報活動

- 例えば
- ・委員会だよりの発行
 - ・回覧板での活動案内や実施報告（成果発表）

4 その他

- 例えば
- ・高齢者等の声を聞く"当事者懇談会"の開催
 - ・住民参加型サービスの検討

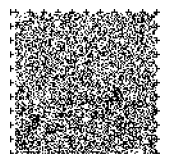
それぞれのネットワーク委員会を中心に、自治会（行政区）と協議しながら、次のような交流活動や支え合い活動を推進していきます。

●交流活動



- ・地域住民同士の横のつながりをつくり、新しい地縁社会の形成を目指します。

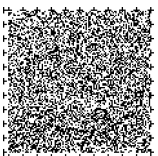
●支え合い活動

- ・地域内の子どもや高齢者が安心して暮らせるように、お互いに支え合い、助け合える活動に取り組みます。



年度計画一覧

区 分	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	5年後の到達点
地域座談会	課題の洗い出し		解決策の検討	ネットワーク委員会の立ち上げ		地域座談会の定期開催
ボランティアの想いをつなぐグループミーティング	高齢・障がい・児童等に種別を分けて開催					
ジュニア奉仕団 卒団生の組織化と活動の継続	卒団生の意向確認	組織化活動開始				卒団生の組織化と自主活動の展開
地域住民参加型サービス ・検討会の開催			座談会などで必要性について検討	必要があれば仕組みづくりを行う		必要に応じ仕組みづくりを行う
見守りネットワーク ・実態把握 ・台帳作成 ・見守り活動	情報の集約 地域実状の調査 (1地区)	呼びかけ、ボランティアの養成	見守り活動の実施			2年間の準備期間を経て地域の見守り活動を実施する
			情報の集約 地域実状の調査 (1地区)	呼びかけ、ボランティアの養成	見守り活動の実施	
災害時要援護者支援体制の構築 ・地区要援護者救援訓練			地区での救援訓練の実施			年1回程度地域で開催
ネットワーク委員の養成・育成 ・ネットワーク委員養成研修の開催	次期モデル事業実施地区にて開催。10名養成		次期モデル事業実施地区にて開催。20名養成(延べ30名)		次期モデル事業実施地区にて開催。20名養成(延べ50名)	モデル事業実施地区へのネットワーク委員の設置
ネットワークモデル事業			★指定 1小学校区 (合計1地区)		★指定 2小学校区 (合計3地区)	地域福祉推進基礎組織の確立 自主的な活動の始動
・三世代交流会 ・納涼福祉映画会 ・ふれあいサロン ・ふれあい会食会 ・あいさつ運動 ・コミュニティカフェ ・子育てクラブ	目標65地区 目標10地区 目標20か所 目標6か所	目標68地区 目標13地区 目標23か所 目標8か所	} モデル地区で話し合い、選択して実施する			H24・25年度は現行の事業拡大。モデル地区はH26年度以降は取り組む事業、回数を決めて実施する



第2次小牧市地域福祉計画／第2次小牧市地域福祉活動計画

平成24年3月発行

発行者 小牧市・社会福祉法人 小牧市社会福祉協議会

編集 小牧市健康福祉部福祉課
電話 0568-72-2101 (代)
FAX 0568-76-4595

社会福祉法人 小牧市社会福祉協議会
電話 0568-77-0123 (代)
FAX 0568-75-2666

このパンフレットは再生紙を使用しています。